

彩

IRODORI

Vol.37

OSRI
大阪彩都総研

2014

January
1



CONTENTS

- | | |
|---|---------------------|
| 1 ● 大阪彩都総合研究所からのご案内 | 8 ● 北大阪の主要プロジェクト計画 |
| 2 ● 年頭のごあいさつ | 9 ● 北大阪歴史散歩⑬郡山宿本陣 |
| 3 ● 新春対談「2014年景気本格回復へ」 | 10 ● アドバイザーレポート |
| 5 ● 企業シリーズ「挑戦」
株式会社サンフラワーアート | 11 ● 100年企業創りへの支援事例 |
| 7 ● ティーサロン チャペルコンサート
豊中市が地域貢献活動企業・団体募集 | 12 ● 経済トピックス |
| | 13 ● 財部誠一の経済コラム |
| | 14 ● アドバイザー紹介 |

株式会社大阪彩都総合研究所

アドバイザーレポート

消費税増税による価格表示とかけ込み購入について

先月号で少し触れました平成25(2013)年10月1日から認められている税抜価格表示について具体例を用いて確認したいと思います。また増税前のかけ込み購入について事業者の立場での有利・不利について比較検討します。

Q 平成26(2014)年4月1日から消費税が増税となりますが、25年10月1日から価格表示について税抜表示が認められると言いました。詳細を教えてください。

A 商品等の価格表示について、「消費者に対して」商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をする時は総額表示（税込表示）が義務付けられています（ただし、免税事業者や事業者間の取引には総額表示義務はありません）。

この総額表示について、値札の貼り替え等の事務負担を軽減するため、25年10月1日から29年3月31日までの間ににおいて、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（値札に税抜と記載するなど）」を講じている場合に限り、総額表示（税込表示）しなくてもよいこととされています。

噛み砕いて言えば「消費者が値段表示を税込価格だと勘違いしない措置を講じていれば、期間限定で特別に税抜価格での値段表示を認めますよ」というものです。

Q 消費者が税込価格だと勘違いしないような措置とは、具体的にどのような方法があるのでしょうか？

A 商品ごとの措置としては値札や棚札で税抜価格であることを明示する方法、税抜価格と税込価格を併記する方法が考えられます。商品ごとの措置が困難であれば店舗全体の措置として、消費者の目に付きやすい所に店舗内の商品が税抜価格であることを明示する方法が考えられます。

下記に具体的な価格表示の例を挙げておきますので参考にしてください。

(1) 個々の値札等において税抜価格であることを明示する方法



(2) 税抜価格と税込価格を併記する方法

値札や棚札などの表示

300円
(税込324円)

(3) 店内の掲示等により全て税抜価格であることを明示する方法

値札 + 消費者が目に付きやすい場所に掲示
300円 + 当店の価格は全て税抜表示です。

消費税増税により消費の冷え込みが懸念されています。少しでも逆風を避けるため現段階から税抜価格表示しておけば、便乗値上げしていない事を消費者にアピールすることができます。一度あの店は便乗値上げ

をしているという噂が立てば取返しがつきません。余計な風評リスクを避けるためにも税抜価格での表示を検討してみてはいかがでしょうか。

Q 消費税が8%になる前の平成26(2014)年3月末までに商品・備品等をかけ込み購入するつもりです。増税前の購入が有利という認識でよろしいでしょうか？

A 安く買えるから当然有利と思うのは間違いです！厳密には「一般消費者・免税事業者・簡易課税制度選択事業者」は有利。「その他一般の事業者」は有利・不利は生じません。

消費税は「預かった消費税」「支払った消費税」「納めるべき消費税」という算式で表されるように、基本的に会社は預かった消費税を代理で納めています。従って、税抜金額が変わらないのであれば、預り金的な性格である消費税は影響しません。

具体的に消費税の税率差による差額（税抜価格100万円の商品を5%で買った場合の105万円と8%で買った場合の108万円との差額3万円）にスポットを当てて確認します。

5%で購入すれば3万円安く買えるため、得したようになりますが、その分預かった消費税から差引ける消費税は5万円。8%で購入すれば3万円高く支払うため、損したように思えますが、その分預かった消費税から差引ける消費税は8万円となります。

仮に預かっている消費税が100万円であれば、5%で購入したケースでは消費税納税額は95万円、8%で購入したケースでは消費税納税額は92万円となります。つまり差額3万円は業者に支払うのか税務署に納めるかの支払先の違いだけです。

結論として、「一般消費者・免税事業者・簡易課税制度選択事業者」は有利。「その他一般の事業者」は基本的に有利・不利は生じません。

<<アドバイザーから>>

25年12月12日に発表されました税制改正大綱において、生活必需品など一定の品目について消費税率を低く抑える軽減税率を導入することが明記されました。具体的な導入時期は「消費税率10%時」と曖昧な表現であることから、実際にどの時点で導入するのか不透明ですが、26年12月までに結論を出すと記載されています。大綱には他にも消費税増税に伴う減税措置も盛り込まれており、今後も税制改正から目が離せません。

《アドバイザー》

武原税理士事務所 税理士 武原弘仁

〒541-0046

大阪市中央区平野町1-8-13

平野町ハ千代ビル8階

TEL 06-4963-3670

FAX 06-4963-3793

Mail : takehara@zeirisi-takehara.com

URL : http://www.zeirisi-takehara.com

